

## 第3号議案 定款変更

### 変更理由

法令の改正に伴う条文が変わり、それに則って名称の変更が必要になったため。

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>7 <u>障害者総合支援法</u>に基づく福祉事業並びにそれに関連する事業</p>	<p style="text-align: center;">(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>7 障害者自立支援法に基づく福祉事業並びにそれに関連する事業</p>
<p>総会の権能</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(4)事業報告及び<u>活動計算</u>の承認</p> <p>2 理事長は、以下の事項について総会に報告する。</p> <p>(1) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</p>	<p>総会の権能</p> <p>第21条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(4)事業報告及び収支決算の承認</p> <p>2 理事長は、以下の事項について総会に報告する。</p> <p>(1)事業計画及び収支予算書並びにその変更</p>
<p>資産の構成</p> <p>第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>資産の構成</p> <p>第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>
<p style="text-align: center;">(事業計画及び予算等)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び<u>活動予算</u>は、理事会で決定の上、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(事業計画及び予算等)</p> <p>第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定の上、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。</p>